

# 令和7年度桑折町奨学生募集要項

桑折町教育委員会

桑折町奨学資金は、「町出身の生徒又は学生であって能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献することを目的としており、下記要項並びに別紙推薦基準により、令和7年度奨学生を募集します。

## 1 募集人員及び奨学生の種類

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1)大学・短期大学・専門学校奨学生     | } 合わせて10名程度 |
| (2)高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生 |             |

## 2 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること）

- (1)本庁に保護者とともに引き続き1年以上住所を有している者であること。
- (2)品行が正しく学術に優れ、身体が健康で修学を継続することができる者で、下記のいずれかに該当する者であること。
  - ・大学、短期大学、専門学校、高等学校、高等専門学校、専修学校に進学又は在学している者
  - ・桑折町立醸芳中学校の第3学年に在学し、令和7年4月に高等学校等へ進学する者。
- (3)経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
- (4)別紙推薦基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けた者であること。
- (5)国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与との併給貸与も可とする。

## 3 奨学資金の種類及び貸与額

### (1)修学資金

大学・短期大学・専門学校奨学生	月額 35,000 円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生	月額 20,000 円以内

### (2)入学支度金

大学・短期大学・専門学校奨学生	300,000 円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校奨学生	200,000 円以内

## 4 貸与始期及び貸与期間

- (1)修学資金 令和7年4月より在学する学校の正規の修学期間
- (2)入学支度金 入学の許可又は合格の通知があったのち、全額貸与

## 5 奨学資金の返還

卒業の月もしくは奨学資金の停止又は廃止を受けた月の6ヶ月後からその貸与額を、半年賦（1年に2回）又は年賦（1年に1回）のいずれかの方法で15年以内に返還してください。

なお、利子はありません。

## 6 出願手続

- (1)希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、奨学生推薦調書用紙を添付書類とともに学校長へ提出してください。
- (2)学校長は、出願者の学業成績（入学から令和7年度1学期まで）、人物等を調査し、厳正に選考の上、奨学生として適当と認められるときは、奨学生推薦調書（第2号様式）を作成し、奨学生願書及び添付書類とともに本町教育委員会教育長宛てに提出してください。
- (3)高等学校や大学等に在学中の申請の場合、推薦調書は出身学校及び在学中の学校それぞれの作成が必要です。

## 7 提出について

### (1)提出書類

- ①奨学生願書（第1号様式）
- ②奨学生推薦調書（第2号様式）
- ③令和6年度（令和5年分）の市町村発行所得証明書（給料、年金等の給与所得がある場合は収入金額記載のもの）
- ④その他の証明書（任意様式）

※別紙推薦基準「別表第2 特別控除額表」の特別な事情3～7に該当する場合

### (2)提出部数

- ・①②については各1部、③は世帯構成員中で収入がある者すべてについて提出してください。
- ・④は該当する項目がある場合に証明書を提出してください。（写しでも可能）

### (3)提出期限

令和7年1月24日（金）必着

## 8 奨学生の採用決定

提出された書類をもとに審査会にて採用を決定し、本人に通知します。

なお、採用発表は令和7年3月中の予定です。

## 9 奨学生願書用紙の交付場所

- ・桑折町教育委員会教育文化課（役場庁舎3階）
- ・桑折町ホームページ

[https://www.town.koori.fukushima.jp/kurashi/childcare\\_education/gakko\\_kyoiku/scholarship.html](https://www.town.koori.fukushima.jp/kurashi/childcare_education/gakko_kyoiku/scholarship.html)

※醸芳中学校第3学年または県内高等学校第3学年に在学している者は、在学中の学校から交付を受けてください。

桑折町  
ホームページ



文部科学省  
ホームページ



## 10 その他

- (1)文部科学省における『高等教育の修学支援新制度』が適用になる学校が対象となります。

詳しくは下記サイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/kyufu/support\\_tg.htm](https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm)

- (2)不明な点については、下記までお問い合わせください。

- ・桑折町教育委員会教育文化課 ども教育係 奨学資金担当 電話 024-582-2403